

■議員の寄附行為等の禁止について

市議会議員等の政治家は、公職選挙法により、選挙区内の人にお金や物を贈ったり、年賀状などのあいさつ状（答礼のための自筆によるものは除く。）を出したりすることが禁止されています。

また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

例えば、議員が町内のお祭り、会合、スポーツ大会、親睦旅行などに対して、寄附やお祝い、飲食物の差し入れ等をすると、違法行為として処罰されます。

また、個人に対しても、病気見舞い、入学や卒業等の祝い金、お中元やお歳暮等の贈り物を贈ることが禁止されています。（議員本人が出席する結婚披露宴の祝儀や葬儀の香典は例外的に罰則の対象から除かれています。）

公職選挙法上禁止行為（一部例）

① 祭りへの寄附や差し入れ

② 地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ

③ 町会の集会や旅行等の催し物への寸志や飲食物の差し入れ

④ 落成式や開店祝、葬儀の花輪、供花

⑤ 病気見舞い

⑥お中元やお歳暮

⑦入学祝や卒業祝

⑧年賀状、暑中見舞い等の時候の挨拶状（答礼のための自筆を除く）

⑨代理が出席の場合の香典、結婚祝

会費制の会合や行事の際の会費については、寄附にあたらな
いとされています。地域の行事等で議員に対し、会費が伴う行
事等の案内をされる場合は、案内文に会費を明記してご通知く
ださい。 市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。